

(3) インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み

「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」は、施設分類毎の修繕方針を取りまとめ、修繕費の見通しを示すとともに、公共土木施設の老朽化対策における今後の取組を示すもの。

- ア 取組期間 令和3年度～令和7年度(5年間)
- イ 維持管理水準の設定 橋梁や堤防・護岸などの36種類の主な施設分類について設定
- ウ 修繕費の試算 主な施設の修繕費の合計額は、今後60年間の年平均で約105.8億円
- エ 今後の取組

取組項目	取組内容
1 適切な維持管理に向けた修繕費確保への取組	<ul style="list-style-type: none"> ○長寿命化技術等の活用によるライフサイクルコストの縮減 ○修繕方針の策定数の拡大 ○国への働きかけ
2 予測保全の導入等による維持管理の高度化	<ul style="list-style-type: none"> ○予測保全の導入 ○点検・診断技術や施設運用の高度化
3 維持管理の更なる効率化	<ul style="list-style-type: none"> ○ドローン等を活用した施設点検の効率化 ○CIM業務の推進 ○パトロール・巡視等の効率化
4 多様な主体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○国・市町との連携 ○民間企業等との連携 ○様々な主体とのデータ連携

(4) 関係事業修繕方針

- ア 海岸事業
 - ・海岸保全施設修繕方針
 - ・防潮扉(水門・陸閘)修繕方針
 - ・防潮水門・排水機場修繕方針
- イ 港湾・漁港事業
 - ・係留施設修繕方針
 - ・外郭施設修繕方針
 - ・臨港交通施設修繕方針

これらの修繕方針に基づき、施設毎に点検を行い計画的な修繕を行うことで、施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図るとともに、利用者の安全確保や機能維持等、適切な維持管理に取り組む。

◆ 日常点検

対象施設	点検体制	頻度
海岸保全施設, 港湾・漁港施設(一部)	職員点検	年1回

◆ 定期点検

対象施設	点検体制	頻度
港湾施設【橋梁】	外注点検	年1回
海岸保全施設【水門】	外注点検	年1回
港湾・漁港施設【(係留・外角施設など)】	外注・職員点検	5年に1回
海岸保全施設【堤防】【護岸】【胸壁】	職員点検	5年に1回